

平成27年度愛知県環境審議会会議録

1 日時

平成28年3月16日（水）午前10時30分～午前11時30分

2 場所

愛知県本庁舎 6階 正庁

3 出席者

会長及び委員23名、森岡副知事、説明のために出席した環境部職員24名

4 審議の概要

(1) 開会

委員30名中23名が出席しており、定足数を満たしていることを確認

ア 事務局あいさつ

森岡副知事

イ 会長あいさつ

ウ 傍聴人について

青木会長が、傍聴人のないことを報告した。

エ 会議録の署名について

青木会長が、会議録の署名人として、大東委員及び井村委員を指名した。

(2) 議事

ア 諮問

諮問事項「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定について」事務局から説明を受けた。

この諮問事項については、青木会長が廃棄物部会に付託した。

○質疑応答（要旨）

（伊藤(宣)委員）

蛍光灯、体温計や血圧計などの水銀の処理について、どのように考えるか。

また、家庭から排出された医療系廃棄物の処理について、家庭から直接外へ出されたものは一般廃棄物として市町村の責任で処理することとなっているが、家庭での処理に困り病院に持ち込まれた後に排出される医療系廃棄物は、医療機関での産業廃棄物として処理されている。産業廃棄物となると処理の値段が高くなってしまう。このようなことへの対応も検討いただきたい。

(事務局)

水銀の関係については、国で法改正がなされており、新しい計画の中で処理について記載していく必要があると考えています。現在、処理基準等についてはまだ示されていませんので、こうしたレベルの国の動きを十分把握した上で、新計画に盛り込んでいきたいと考えております。

また、医療系廃棄物についても、検討していきたいと思います。

(田中委員)

津波や地震等の災害に伴って放射性廃棄物が発生した場合の対応についてはどうか。

(事務局)

環境省より「災害廃棄物対策指針」が示されており、この指針の中では放射性廃棄物については、明確に対象外という扱いになっています。

(伊藤(宣)委員)

期限切れの薬剤の廃棄について、相当の量になると思うが、その行方について把握しているか。

(事務局)

期限切れにより廃棄物となった薬剤については、廃酸、廃アルカリ、また泥状であるかといった廃棄物の分類の中で集計はされていますが、期限切れの医薬品として特出しで集計はされていません。

また、毒劇物であれば、毒劇物法でも管理されています。

(稲垣委員)

食品についての1/3ルールなど、環境部だけ判断、決定することが難しい事案であることは承知しているが、食品と廃棄物処理の問題について、廃棄物処理計画で検討するかどうかは別として、何か新しい対策を期待したい。これは要望として発言しておく。

イ 報告事項

愛知県災害廃棄物処理計画の策定検討について、事務局から報告を行った。

○質疑応答(要旨)

(伊藤(宣)委員)

市町村の単位を超えた広域処理を前提にすると、豊田市や岡崎市の山間部、東三河北部などに廃棄物を持ってくる可能性が出てくることになると思うが、仮置場がどこ

にどれだけあるという情報を明らかにしていく必要があるのではないか。また、災害廃棄物の発生量は、どのように推計されているのか。

(事務局)

仮置場をどこにどれだけ設置するという問題は、現在、それぞれの市町村が検討しているところではありますが、どこにどのような災害廃棄物を仮置きするということは、それはそれで対応が難しい課題ということにもなりかねず、当面、検討状況を公表するという事は考えておりません。取り扱いに十分注意しながら行っていく課題と考えています。

また、災害廃棄物の発生量推計については、県防災局が推計した 250mメッシュの木造・非木造の倒壊棟数に国が作成した原単位などを乗じて算出を行っています。

(永瀬委員)

2,473千トンというのは、どのような量の事か。

(事務局)

災害廃棄物の発生量については、南海トラフ沿いで生じた過去の5地震を重ね合わせたモデルを用いた被害棟数に原単位を乗じて27,090千トンと推計しており、そこに環境省が示している選別率を乗じて可燃物や不燃物、リサイクルされるものの量を推計しており、そのうちの可燃物の量が2,473千トンということです。

(永瀬委員)

焼却施設等の処理可能量は、被災による機能低下も考えているのか。

(事務局)

焼却施設等の処理可能量の推計においては、地震による施設の被災も考慮していません。

(織田委員)

安全安心ということから、アスベスト等、有害物への対応はいかがか。

(事務局)

災害時における化学物質の分析については、愛知県環境測定分析協会と協定を結んで速やかな対応ができるようにしているとともに、県の環境調査センターでも分析できる体制を整えております。

(岡村委員)

東日本大震災を見ると、廃棄物を片付けてから、その後に土を持ってきて造成するということが行われているので、あらかじめ盛土するところを決めておけばよいので

はないか。

(事務局)

県全体の災害に対するご意見と考えますが、市町村の意見も聞きながら計画の検討をしていきたいと思えます。

イ その他

食品の産業廃棄物不適正処理について、事務局から報告を行った。

○質疑応答 (要旨)

(伊藤(宣)委員)

適切な廃棄物処理業者を選択することは排出業者の大きな責任であるということを知っており、処理業者だけの責任でなく、排出業者の責任について問題はなかったのか。

(事務局)

排出者の責任は、廃棄物処理法上では非常に重いですが、今回の場合、マニフェストの発行や、年1回の現地確認も行われており、業者選定の段階での法的な責任は追及できないと考えています。

5 閉会

以上

愛知県環境審議会委員 大 東 憲 二

愛知県環境審議会委員 井 村 秀 文